

◎ 「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」について

8月3日（水）に、内閣官房はドローンなどの小型無人機に関する警備体制、運用ルール、関連法令の見直しについて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため標記協議会を開催し、レベル4飛行の実現に向けた新たな制度（機体認証・操縦ライセンス制度、登録講習機関等）に関する配付資料がサイトに掲載されました。

【概要】

- ・機体登録については、7月末で287,059台が登録完了
- ・「第三者上空」以外で①一定の空域（空港周辺、高度150m以上、人口密集地域上空）、②一定の飛行方法（夜間飛行、目視外飛行等）で無人航空機を飛行させる場合は飛行ごとに国土交通大臣の許可・申請が必要だったが、原則として改正後は、機体認証（新設）、操縦ライセンス（拡充）、運行ルール（拡充）に従えば、飛行ごとの許可・承認は不要になる見込み。
- ・操縦ライセンスについて、講習の修了者は実地試験が免除され、CBT方式（想定）による学科試験は二等：30分、一等：75分程度で一等は身体検査もあり、実地試験の科目は飛行前準備、基本/応用手動操縦、自動操縦、緊急操作、飛行後措置等とされており、免許の有効期限は2年間の見込み。

【参考 URL】

- ・ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougi_dai18/gijisidai.html